## TPPに関する関係閣僚会議 甘利経済再生担当大臣 記者会見結果概要

平成25年4月12日 内 閣 官 房 TPP政府対策本部

■日時:平成25年4月12日(金) 19:10~19:20

■場所:内閣府本府521会議室

### ■概要

## <甘利大臣冒頭発言>

本日、日米両政府間で、我が国の環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉参加に関する日米間の協議が成功裡に終了したことを確認した。今般の合意の内容は具体的にはお手元に配布している資料のとおりだが、概要を簡単に説明する。

まず、TPPでは包括的で高い水準の協定を達成していくことを確認するとともに、日米が経済成長促進、二国間貿易拡大、及び貿易・投資等のルールのため、共に取り組んでいくこととしている。

この目的のため、日米は、TPP交渉と並行して、いくつかの分野における非関税措置に取り組むこととした。

また、今般の協議では、米国が長年懸念を継続して表明してきた自動車分野についても協議が行われた。その結果、まず、両国政府は、TPP交渉と並行して、日米間で自動車貿易に関する交渉を行うこととした。

さらに、本年2月の「日米の共同声明」に基づき、今後のTPP交渉の中で、①米国の自動車関税がTPP交渉における最も長い段階的な引下げ期間によって撤廃されることかつ最大限に後ろ倒しされること、②この扱いは米韓FTAにおける米国の自動車関税の取扱いを実質的に上回るものとなることを確認した。これは、米国にとってセンシティブな自動車関税に関して米国としての交渉上の立場が示されたことに対して、我が国としてもこれを確認したものである。

同時に、我が国にとってセンシティブな農産品に関して、TPP交渉において、そのセンシティビティを認識しつつ、日米が緊密に共に取り組んでいくことを確認した。

以上が、今般の日米合意の大まかな概要である。

総理がTPP交渉参加を表明された時に述べられたように、TPP交渉への参加は、アジア太平洋の成長を取り込むことにつながるものであり、また、米国を始めとする国々とアジア太平洋における新たなルールを作り上げていくことは、日本の国益になるだけでなく、アジア太平洋地域全体に繁栄をもたらすものである。今般の合意は、こうしたTPP交渉参加の大きな意義を踏まえて行われたものである。

なお、国民の皆様が御心配されるといけないので、一点補足する。先ほど申し上げた非 関税措置に関する日米間の交渉では、衛生植物検疫措置が取り上げられることになるが、 これは、日米間の合意の注意書きにあるように、WTOの衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (SPS協定) 上各国に認められている権利に基づいて取り組んでいくということになる。これが意味するところは、非関税措置に関する交渉は、各国が人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために必要な衛生植物検疫措置をとる権利を有していることを前提に行われるということである。

また, 遺伝子組み換え作物に関しては, 米側として提起する事項には含まれていないとの説明を米側より受けている。

当然、我が国としても食品の安心・安全に関する基準はしっかりと守っていく。この点に関しては、是非御安心いただきたい。

日米間で合意を得たことにより、今後、米国内での所要の国内手続の終了、及び、他の TPP交渉参加国による同意の最終確認を経て、我が国のTPP交渉参加に関する米国政府によ る米議会への通知が行われることと承知している。

米国による90日の議会通知プロセスが完了した後、我が国はいよいよTPP交渉に参加する。 国益をかけた交渉、特に遅れて交渉に参加する我が国にとっては厳しい交渉になることが 見込まれるが、アジア太平洋における新たなルールを作り上げていくという大きな目標を 実現すべく、最強の体制の下、TPP交渉に主導的に取り組んでいきたいと考えている。

# <質疑応答>

## (記者)

総理の参加表明からほぼ 1 か月がたち、ようやく合意にたどり着いた感想と、自動車分野についてかなり譲歩がされたようだが、どのように感じているか。

## (甘利本部長)

交渉ごとは自分もかつて参加した経験があるが、どの交渉もなかなか一筋縄ではいかない。参加が遅れた分だけ交渉相手国も多く、主たる交渉国である米国の注文も多いのだと思うが、2国間で経済対話をしてきた中での関心事項であるということが中心であった。日本側から言えば一発回答が来るのが一番嬉しいが、相手があることであり、こちらから投げたボールが返ってきたり、それに対してまたこちらからボールを投げるということがあった。それが今日までの経緯であると思っている。日本が譲歩を取られたかどうかについては、TPPが成立をしなければその大部分は実行されない訳で、これから米国以外の残っている国の了解も取りつつ、一刻も早く、米国政府が議会通知をして90日の後に、正式参加が認められるようにしっかりと残りの交渉をしてまいりたい。

## (記者)

米国の議会通知メドはいつになるのか。残りの参加国の同意が得られるのはいつか。

### (甘利本部長)

残っている国について、米国は一通り他国の了解が得られた後、直ちに議会通報が行われるものと思われる。いつ行われるかは先方の意思だが、できるだけ早く行われることを期待をしている。残りの国について、米国政府との事前交渉が妥結したので、残りの国についても事前交渉を加速させたい。

## (記者)

マランティス氏の書簡中に「日本の参加をできる限り速やかにかつ円滑に促進するため に取り組んでいく用意ができている」とあるが、これは米国が何らかのプッシュをしてく れるということなのか。

### (甘利本部長)

日米間の事前交渉の実現のためには、日本はとにかく参加をしていかないといけないという前提があることから、米国としてもこれまでの流した汗が報われるためには、日本が入って、TPPが成立しなければならないので、それなりの努力はしていただけるものと期待をしている。

#### (記者)

概要3(2)に、「米韓FTAにおける取扱いを実質的に上回ることになることを確認」とあるが、上回ることになった背景を説明いただきたい。また、高い入場料ではないかという批判を浴びかねないが、どう考えているのか。

### (甘利本部長)

米韓FTAで米国の自動車の関税を撤廃するまでの期間が米韓で合意されているが、それより長い期間を取ってくれということである。どれくらいかということは、これからのTPP 交渉の中で決まってくるが、米国にとって最もセンシティビティだと言っている部分であるから、それだけ日本からの輸出に対するある種の脅威を関連業界が強く感じているということだと思っている。おそらく最後の参加国になるんだろうが、他の国と一緒に入っていればもうちょっと、いう部分も無きにしも非ずではあるが、2国間のFTAと同等プラス  $\alpha$  ということであるので、許容範囲ではないかと思っている。

### (記者)

米国の議会の通知は、他の参加国が了解してからでないとなされないのか。日本に対するTPP参加の支持はどういうレベルのものなのか。

#### (甘利本部長)

日本では、条約を結ぶのは政府の専権事項であって、それが議会承認で批准をされるということだが、米国は(参加を)承認する段階で日本とは少し違う。米国政府としては日本の参加については了だが、議会通知ルールというのがあり、米国は米国以降に入った国に対しては他の国から了解が取れた後に直ちにするということになっているようである。政府間では事前協議の合意が成り立ったが、他の国から異論が出ないということが確認された後に直ちに議会通告をするというルールになっているようである。米国が日本との関係で改善点を実現するというためには、他の国が了承しないと通知ができないということは、米国にとっても他の国が賛成するということが自国の国益に繋がるのではないか。

(以上)